

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年6月28日提出
【計算期間】	第5期中(自 2021年9月29日至 2022年3月28日)
【ファンド名】	いちよし・インベスコ 世界中小型成長株ファンド
【発行者名】	いちよしアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 添田 智則
【本店の所在の場所】	東京都中央区八丁堀二丁目 2 3 番 1 号
【事務連絡者氏名】	萩谷 洋昭
【連絡場所】	東京都中央区八丁堀二丁目 2 3 番 1 号
【電話番号】	03-6670-6711
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

以下の運用状況は2022年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	13,449,631,354	98.81
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		161,983,423	1.19
合計（純資産総額）		13,611,614,777	100.00

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2018年 9月28日)	30,862	30,862	1.0428	1.0428
第2計算期間末 (2019年 9月30日)	15,648	15,648	0.8967	0.8967
第3計算期間末 (2020年 9月28日)	11,832	11,832	0.9297	0.9297
第4計算期間末 (2021年 9月28日)	12,606	12,606	1.3899	1.3899
2021年 3月末日	12,318		1.3023	
4月末日	12,334		1.3254	
5月末日	12,510		1.3348	
6月末日	12,667		1.3647	
7月末日	12,368		1.3420	
8月末日	12,518		1.3755	
9月末日	12,378		1.3679	
10月末日	12,744		1.4122	
11月末日	12,610		1.3745	
12月末日	13,413		1.4098	
2022年 1月末日	12,461		1.2490	
2月末日	12,756		1.2601	
3月末日	13,611		1.3416	

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2017年 9月28日～2018年 9月28日	0.0000

第2期	2018年 9月29日～2019年 9月30日	0.0000
第3期	2019年10月 1日～2020年 9月28日	0.0000
第4期	2020年 9月29日～2021年 9月28日	0.0000
当中間期	2021年 9月29日～2022年 3月28日	

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2017年 9月28日～2018年 9月28日	4.28
第2期	2018年 9月29日～2019年 9月30日	14.01
第3期	2019年10月 1日～2020年 9月28日	3.68
第4期	2020年 9月29日～2021年 9月28日	49.50
当中間期	2021年 9月29日～2022年 3月28日	5.12

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

2【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2017年 9月28日～2018年 9月28日	36,569,704,223	6,973,620,888
第2期	2018年 9月29日～2019年 9月30日	192,792,045	12,337,715,206
第3期	2019年10月 1日～2020年 9月28日	80,815,237	4,805,449,533
第4期	2020年 9月29日～2021年 9月28日	895,103,213	4,551,654,313
当中間期	2021年 9月29日～2022年 3月28日	1,827,861,647	768,005,394

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づき作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2021年 9月29日から2022年 3月28日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【いちよし・インベスコ 世界中小型成長株ファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	前計算期間末 2021年 9月28日現在	当中間計算期間末 2022年 3月28日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	255,242,259	236,042,940
投資信託受益証券	12,479,235,746	13,202,305,822
未収入金	3,173,486	60,899,364
流動資産合計	12,737,651,491	13,499,248,126
資産合計	12,737,651,491	13,499,248,126
負債の部		
流動負債		
未払金	51,120,620	-
未払解約金	15,513,409	77,430,766
未払受託者報酬	2,053,308	2,090,361
未払委託者報酬	58,176,914	59,226,968
未払利息	699	646
その他未払費用	4,494,082	1,797,704
流動負債合計	131,359,032	140,546,445
負債合計	131,359,032	140,546,445
純資産の部		
元本等		
元本	9,069,974,778	10,129,831,031
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	3,536,317,681	3,228,870,650
（分配準備積立金）	3,164,886,182	2,919,789,004
元本等合計	12,606,292,459	13,358,701,681
純資産合計	12,606,292,459	13,358,701,681
負債純資産合計	12,737,651,491	13,499,248,126

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 自 2020年 9月29日 至 2021年 3月28日	当中間計算期間 自 2021年 9月29日 至 2022年 3月28日
営業収益		
有価証券売買等損益	3,984,638,783	618,968,694
営業収益合計	3,984,638,783	618,968,694
営業費用		
支払利息	65,116	105,302
受託者報酬	1,982,708	2,090,361
委託者報酬	56,176,446	59,226,968
その他費用	1,867,372	1,797,704
営業費用合計	60,091,642	63,220,335
営業利益又は営業損失（ ）	3,924,547,141	682,189,029
経常利益又は経常損失（ ）	3,924,547,141	682,189,029
中間純利益又は中間純損失（ ）	3,924,547,141	682,189,029
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	678,524,765	26,966,204
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	894,374,889	3,536,317,681
剰余金増加額又は欠損金減少額	314,626,794	643,416,360
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	246,055,584	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	68,571,210	643,416,360
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	295,640,566
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	295,640,566
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	2,666,274,281	3,228,870,650

（ 3 ）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

前計算期間末 2021年 9月28日現在	当中間計算期間末 2022年 3月28日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 9,069,974,778口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 10,129,831,031口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3899円 (10,000口当たり純資産額) (13,899円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3187円 (10,000口当たり純資産額) (13,187円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	前計算期間末 2021年 9月28日現在	当中間計算期間末 2022年 3月28日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	中間貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませ
2. 時価の算定方法	有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（元本の移動）

項目	前計算期間末	当中間計算期間
	自 2020年 9月29日 至 2021年 9月28日	自 2021年 9月29日 至 2022年 3月28日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	12,726,525,878円	9,069,974,778円
期中追加設定元本額	895,103,213円	1,827,861,647円
期中一部解約元本額	4,551,654,313円	768,005,394円

4【委託会社等の概況】

(1)【資本金の額】

2022年3月末現在	資本金	490,000,000円
	発行可能株式総数	16,000株
	発行済株式総数	15,200株

過去5年間における主な資本金の増減
該当事項はありません。

(2)【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

2022年3月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
公募証券投資信託	10	316,287
追加型株式投資信託	10	316,287
単位型株式投資信託	0	0
私募証券投資信託	16	65,218
合計	26	381,506

(3)【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるいちよしアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 中間財務諸表の作成方法について

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下、「中間財務諸表規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

3. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	1,504,026	1,601,166
前払費用	9,936	4,290
立替金	18,139	20,937
前払金	393	-
未収委託者報酬	664,067	674,470
未収運用受託報酬	55,279	78,087
未収投資助言報酬	24,309	22,879
流動資産合計	2,276,151	2,401,832
固定資産		
有形固定資産		
建物	20,339	17,926
器具・備品	8,560	7,174
有形固定資産合計	1 28,899	1 25,101
無形固定資産		
ソフトウェア	2,085	7,342
商標権	521	445
無形固定資産合計	2,607	7,788
投資その他の資産		
投資有価証券	221,094	288,316
長期差入保証金	30,494	26,294
長期前払費用	84	38
その他の投資	5,898	5,944

繰延税金資産		20,384		26
投資その他の資産合計		277,956		320,619
固定資産合計		309,463		353,509
資産合計		2,585,615		2,755,341
負債の部				
流動負債				
前受収益		-		9,808
預り金		2,446		5,046
未払金		356,544		481,502
未払手数料	2	254,734	2	221,072
その他未払金	2	101,809	2	260,429
未払費用		29,667		42,403
未払法人税等		4,778		41,147
未払消費税等		20,984		31,597
賞与引当金		4,398		3,873
流動負債合計		418,818		615,379
固定負債				
固定負債合計		-		-
負債合計		418,818		615,379
純資産の部				
株主資本				
資本金		490,000		490,000
利益準備金		122,500		122,500
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		1,575,044		1,494,634
株主資本合計		2,187,544		2,107,134
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		20,748		32,828
純資産合計		2,166,796		2,139,962
負債・純資産合計		2,585,615		2,755,341

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）		当事業年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	
営業収益				
委託者報酬		2,327,723		2,126,631
運用受託報酬		231,539		299,873
投資助言報酬		73,130		71,039
営業収益合計		2,632,393		2,497,544
営業費用				
支払手数料	1	978,421	1	842,007
広告宣伝費		13,899		9,328
調査費		200,294		207,325
情報機器関連費		106,152		107,750
営業資料費		18,111		24,117
委託費		76,029		75,458

事務委託費	37,917	46,432
器具備品費	1,590	2,096
営業雑経費	6,909	6,243
通信運送費	3,518	3,481
協会費	2,960	2,629
諸会費	137	12
会議費	17	7
教育研究費	275	112
営業費用合計	1,239,032	1,113,434
一般管理費		
給料	293,725	331,995
役員報酬	29,700	77,040
従業員給料	211,795	200,266
その他報酬給料	9,868	7,966
賞与引当金繰入	4,398	3,873
福利厚生費	37,964	42,848
交際費	1,462	411
旅費交通費	6,917	951
租税公課	18,002	19,199
不動産賃借料	40,609	40,653
その他不動産関係費	5,550	5,432
新聞書籍費	566	680
消耗品費	553	348
水道光熱費	1,200	1,327
雑費	923	802
減価償却費	4,880	5,947
一般管理費合計	374,392	407,749
営業利益	1,018,968	976,361
営業外収益		
雑収入	88	1,392
営業外費用		
雑損失	-	-
経常利益	1,019,056	977,753
特別利益		
投資有価証券売却益	-	1,664
特別損失		
投資有価証券売却損	750	125
税引前当期純利益	1,018,306	979,293
法人税、住民税及び事業税	309,329	302,990
法人税等調整額	3,936	3,286
法人税等合計	313,266	299,704
当期純利益	705,040	679,589

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本	評価・換算 差額等

	資本金	利益 準備金	利益 剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	純資産 合計
当期首残高	490,000	98,800	1,197,704	1,786,504	617	1,787,121
当期変動額						
剰余金の配当		23,700	327,700	304,000		304,000
当期純利益			705,040	705,040		705,040
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					21,365	21,365
当期変動額合計	-	23,700	377,340	401,040	21,365	379,674
当期末残高	490,000	122,500	1,575,044	2,187,544	20,748	2,166,796

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	利益 準備金	利益 剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
当期首残高	490,000	122,500	1,575,044	2,187,544	20,748	2,166,796
当期変動額						
剰余金の配当			760,000	760,000		760,000
当期純利益			679,589	679,589		679,589
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					53,576	53,576
当期変動額合計	-	-	80,410	80,410	53,576	26,834
当期末残高	490,000	122,500	1,494,634	2,107,134	32,828	2,139,962

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物附属設備及び構築物

- ・ 2007年4月1日から2016年3月31日までに取得したもの
- ・ 2016年4月1日以降に取得したもの

定率法

定額法

上記以外

- ・ 2007年3月31日以前に取得したもの
- ・ 2007年4月1日以降に取得したもの

旧定率法

定率法

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物附属設備及び構築物	15年
器具・備品	4年～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支払見込額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

5. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

(単位:千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額	13,396	17,480
2 関係会社に対する資産及び負債		
未払手数料	248,699	218,761
その他未払金	74,987	254,067

(損益計算書関係)

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1 関係会社に対する取引の主なもの 支払手数料	952,040	826,701

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式数に関する事項

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	15,200	-	-	15,200

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	15,200	-	-	15,200

2. 配当に関する事項

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	304	20,000	2019年3月31日	2019年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月17日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	760	50,000	2020年3月31日	2020年6月19日

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月17日 定時株主総会	普通株式	760	50,000	2020年3月31日	2020年6月19日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月22日定 時株主総会	普通株式	利益剰余金	912	60,000	2021年3月31日	2021年6月24日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。

資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理については、総務経理部が適時資金管理を行うとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものはありません。

前事業年度（2020年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,504,026	1,504,026	-
(2) 未収委託者報酬	664,067	664,067	-
(3) 未収運用受託報酬	55,279	55,279	-
(4) 未収投資助言報酬	24,309	24,309	-
資産計	2,247,681	2,247,681	-
(5) 未払手数料	254,734	254,734	-
(6) 未払法人税等	4,778	4,778	-
負債計	259,512	259,512	-

当事業年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,601,166	1,601,166	-
(2) 未収委託者報酬	674,470	674,470	-
(3) 未収運用受託報酬	78,087	78,087	-
(4) 未収投資助言報酬	22,879	22,879	-
(5) 投資有価証券	288,316	288,316	-
資産計	2,664,920	2,664,920	-
(6) 未払手数料	221,072	221,072	-
(7) 未払法人税等	41,147	41,147	-
負債計	262,220	262,220	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によって
おります。

(5) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

負債

(6) 未払手数料、(7) 未払法人税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によって
おります。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年以内
(1) 預金	1,503,929	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	664,067	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	55,279	-	-	-
(4) 未収投資助言報酬	24,309	-	-	-
合計	2,247,585	-	-	-

当事業年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年以内
(1) 預金	1,601,080	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	674,470	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	78,087	-	-	-
(4) 未収投資助言報酬	22,879	-	-	-
合計	2,376,518	-	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得価額 (千円)	差額 (千円)

貸借対照表計上額が 取得価額を超えるもの 証券投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得価額を超えないもの 証券投資信託	221,094	251,000	29,905
小計	221,094	251,000	29,905
合計	221,094	251,000	29,905

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得価額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得価額を超えるもの 証券投資信託	278,421	231,000	47,421
小計	278,421	231,000	47,421
貸借対照表計上額が 取得価額を超えないもの 証券投資信託	9,895	10,000	105
小計	9,895	10,000	105
合計	288,316	241,000	47,316

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	100	-	0
合計	100	-	0

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	20	1	0
合計	20	1	0

(注) 上記その他有価証券の「売却額」「売却益」「売却損」には、「償還額」「償還益」「償還損」が含まれています。

(税効果会計関連)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位: 千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	1,683	1,523
未払社会保険料	305	409
未払事業税	6,988	8,787
資産除去債務	2,251	3,537
減価償却の償却超過	-	258

その他有価証券評価差額金	9,157	-
繰延税金資産 小計	20,384	14,514
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	20,384	14,514
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	14,488
繰延税金負債 合計	-	14,488
繰延税金資産の純額	20,384	26

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が、前事業年度、当事業年度ともに法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

重要性がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

重要性がないため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

1 サービスごとの情報

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

（1）営業収益

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

本邦の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

本邦の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

本邦に所有している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

本邦に所有している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

外部顧客への売上のうち損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載ありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

外部顧客への売上のうち損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載ありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は 職業	議決権等の 所有 (被所有者) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	いちよし証券株式会社	東京都中央区	14,577	証券業	被所有 直接 100% 間接 -	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払い 1	932,581	未払手数料	248,699
						特定金銭信託、及び年金信託に関する投資一任契約の代理に関する業務	代理業務にかかる報酬の支払い 2	19,459	前払費用	-
						役員の内兼任 出向者の受入	出向者負担金の支払い 2	187,810	-	-
						連結納税	連結納税に伴う支払予定額	74,987	未払金	74,987

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料の支払いについては、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 代理業務にかかる報酬の支払い及び、出向者負担金の支払いについては、いちよし証券株式会社と協議して決定しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は 職業	議決権等の 所有 (被所有者) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	いちよし証券株式会社	東京都中央区	14,577	証券業	被所有 直接 100% 間接 -	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払い 1	809,827	未払手数料	218,761
						特定金銭信託、及び年金信託に関する投資一任契約の代理に関する業務	代理業務にかかる報酬の支払い 2	16,874	前払費用	-
						役員の兼任 出向者の受入	出向者負担金の支払い 2	196,470	-	-
						連結納税	連結納税に伴う支払予定額	247,247	未払金	247,247

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料の支払いについては、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 代理業務にかかる報酬の支払い及び、出向者負担金の支払いについては、いちよし証券株式会社と協議して決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

いちよし証券株式会社（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	142,552円39銭	140,786円99銭
1株当たり当期純利益金額	46,384円25銭	44,709円82銭

(注) なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないために記載していません。

1株当たり純資産額の算定上の基礎

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	2,166,796	2,139,962

1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(株)	15,200	15,200
------------------------------------	--------	--------

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益(千円)	705,040	679,589
普通株式の期中平均株式数(株)	15,200	15,200

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

	当中間会計期間末 (2021年9月30日)
資産の部	
流動資産	
現金・預金	976,581
前払費用	11,629
立替金	14,927
未収委託者報酬	839,028
未収運用受託報酬	53,285
未収投資助言報酬	20,500
流動資産合計	1,915,954
固定資産	
有形固定資産	
建物	17,181
器具・備品	7,580
有形固定資産合計	1 24,761
無形固定資産	
ソフトウェア	6,354
商標権	407
無形固定資産合計	6,762
投資その他の資産	
投資有価証券	308,793
長期差入保証金	24,880
長期前払費用	38
その他の投資等	5,944
投資その他の資産合計	339,656
固定資産合計	371,180
資産合計	2,287,134
負債の部	
流動負債	
前受収益	11,176
預り金	4,069
未払金	445,366
未払手数料	285,016
その他未払金	160,349
未払費用	73,027

未払法人税等	48,051
未払消費税等	35,677
賞与引当金	3,122
流動負債合計	620,490
固定負債	
繰延税金負債	2,013
固定負債合計	2,013
負債合計	622,503
純資産の部	
株主資本	
資本金	490,000
利益剰余金	
利益準備金	122,500
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,012,033
利益剰余金合計	1,134,533
株主資本合計	1,624,533
その他有価証券評価差額金	40,097
純資産合計	1,664,630
負債・純資産合計	2,287,134

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	1,438,826
運用受託報酬	81,838
投資助言報酬	31,192
営業収益合計	1,551,857
営業費用及び一般管理費	1,932,320
営業利益	619,536
営業外収益	1,116
営業外費用	31
経常利益	620,621
特別利益	-
特別損失	173
税引前中間純利益	620,447
法人税、住民税及び事業税	192,217
法人税等調整額	1,168
中間純利益	429,399

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	利益剰余金		株主資本
		その他利益 剰余金	利益	

		利益準備金	繰越利益 剰余金	剰余金 合計	合計
当期首残高	490,000	122,500	1,494,634	1,617,134	2,107,134
当中間期変動額					
剰余金の配当			912,000	912,000	912,000
中間純利益			429,399	429,399	429,399
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	-	482,601	482,601	482,601
当中間期末残高	490,000	122,500	1,012,033	1,134,533	1,624,533

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
当期首残高		32,828	2,139,962
当中間期変動額			
剰余金の配当			912,000
中間純利益			429,399
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)		7,269	7,269
当中間期変動額合計		7,269	475,332
当中間期末残高		40,097	1,664,630

重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物附属設備及び構築物

- ・2007年4月1日から2016年3月31日までに取得したもの 定率法
- ・2016年4月1日以降に取得したもの 定額法

上記以外

- ・2007年3月31日以前に取得したもの 旧定率法
- ・2007年4月1日以降に取得したもの 定率法

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物附属設備及び構築物	15年
器具・備品	4年～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支払見込額を計上

しております。

4．収益及び費用の計上基準

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は契約期間にわたる運用により履行義務が充足されるという前提に基づき、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は契約期間にわたる均一の助言サービスの提供により履行義務が充足されるという前提に基づき、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

5．連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これによる中間財務諸表に与える影響はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (2021年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	19,244千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	1,934千円
無形固定資産	1,026千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

1．発行済株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	15,200	-	-	15,200

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
----	-------	----------------	-----------------	-----	-------

2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	912	60,000	2021年3月31日	2021年6月24日
----------------------	------	-----	--------	------------	------------

（2）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間後となるもの

決議	株式の種類	配当金総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年10月27日 取締役会	普通株式	456	30,000	2021年9月30日	2021年11月12日

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）をご参照ください）。また、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払法人税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

当中間会計期間末（2021年9月30日）

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	308,793	308,793	-
資産計	308,793	308,793	-

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2 の時価：レベル1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間末（2021年9月30日）

当該金融商品は投資信託のみであります。「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項に従い経過措置を適用するため、投資信託の時価はレベルごとの内訳表記をしておりません。投資信託の中間貸借対照表計上額は308,793千円です。

（有価証券関係）

その他有価証券

当中間会計期間末（2021年9月30日）

種類	中間貸借対照表計上額 （千円）	取得価額 （千円）	差額 （千円）
----	--------------------	--------------	------------

中間貸借対照表計上額が 取得価額を超えるもの 証券投資信託	308,793	251,000	57,793
小計	308,793	251,000	57,793
中間貸借対照表計上額が 取得価額を超えないもの 証券投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
合計	308,793	251,000	57,793

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益の分解情報

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
運用受託報酬	81,838
投資助言報酬	31,192
委託者報酬	1,438,826
合計	1,551,857

(注) 収益の分解情報は中間損益計算書の収益を基礎としております

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「中間財務諸表 重要な会計方針に係る事項 4. 収益及び費用の計上基準」に記載しております

(セグメント情報等)

〔セグメント情報〕

当中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

当中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1 サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が、中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所有している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (2021年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額 (算定上の基礎)	109,515円16銭
純資産の部の合計額(千円)	1,664,630
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	1,664,630
普通株式の発行済株式総数(株)	15,200
普通株式の自己株式数(株)	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株)	15,200

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	28,249円94銭
中間純利益金額(千円)	429,399
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	429,399
普通株式の期中平均株式数(株)	15,200

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月22日

いちよしアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 井上 正彦 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているいちよしアセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよしアセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年12月17日

いちよしアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているいちよしアセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第36期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、いちよしアセットマネジメント株式会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年6月3日

いちよしアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 福村 寛

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているいちよし・インベスコ 世界中小型成長株ファンドの2021年9月29日から2022年3月28日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、いちよし・インベスコ 世界中小型成長株ファンドの2022年3月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年9月29日から2022年3月28日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、いちよしアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づ

き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

いちよしアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。